



FNo. 0・6・2 (2)

令和8年6月18日

秦野市議会議長

相原 學 様

秦野市議会議員政治倫理審査会
委員長 桑原 昌之

秦野市議会議員政治倫理規程第3条・政治倫理基準に違反する疑
いがある事件の調査請求について（報告）

令和8年3月24日付けで調査及び審査の付託を受けた2件の事件について、
秦野市議会議員政治倫理規程（以下「規程」という。）第5条第11項の規定に
基づき、次のとおり報告します。

1 審査請求の対象となる議員の氏名

中村 知也

2 審査請求の対象となる事由の該当条項

規程第3条第6号（市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一
切の行為を慎む）

3 審査請求の対象となる内容

(1) 令和8年2月19日付けの調査請求

自身のSNSにおいて、市民創和会所属の大塚毅議員の実名を挙げ、推
測を前提とした動機や倫理性に踏み込んだ断罪的評価が含まれている点に
ついて、政策論争の範囲を越え、議員間の人格的対立と受け止められ得る
内容を拡散させたこと

(2) 令和8年3月3日付けの調査請求

自身のSNSにおいて、神奈川県議会議員の谷和雄氏に対し侮辱する内
容の書き込みを行い、公衆の閲覧に供したこと

4 審査の結果

別紙のとおり

審査の結果

1 審査の経過

秦野市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、付託された2件の事件が、規程第3条第6号の「市民全体の代表者として品位と名誉を損なうような一切の行為を慎む」という政治倫理基準に違反する行為であるか否かについて、公平かつ慎重に審査を行った。

審査の経過及び主な内容は、次のとおりである。

(1) 第1回審査会 令和8年3月24日（火）

ア 委員長に桑原昌之委員、副委員長に横山むらさき委員を選出した。

イ 審査請求の内容について確認するとともに、調査の適否について審査を行い、調査請求のあった2件は、いずれも調査請求が適切であると認定した。

(2) 第2回審査会 令和8年4月8日（水）

審査請求の対象となる議員（以下「対象議員」という。）から弁明を受けるとともに、審査会委員（以下「委員」という。）による事情聴取を行った。

(3) 第3回審査会 令和8年4月21日（火）

審査の参考とするため、大塚毅議員に対して委員による事情聴取を行った。

(4) 第4回審査会 令和8年5月18日（月）

これまでの調査を踏まえ、政治倫理基準違反の存否について委員から意見を徴した。

(5) 第5回審査会 令和8年6月1日（月）

第4回審査会における意見をもとに協議し、付託された2件を規程第3条第6号に反するものと認定した。

(6) 第6回審査会 令和8年6月15日（月）

審査結果報告書（案）について協議・決定し、付託された2件の事件の審査を終了した。

2 審査会の結論

(1) 令和8年2月19日付けの調査請求

対象議員が自身のSNSにおいて、特定個人の実名を挙げて、強い言葉

を使って不特定多数の人に発信した行為は、客観的情報及び根拠に基づかず、憶測で同僚議員を貶めるとともに、発信した内容も品位のない不適切な発言であり、市議会議員としてあるまじき言動であることから、規程第3条第6号に違反するものと認定した。併せて、規程第2条(議員の責務)「議員は、自己の地位を利用することによって、自己又は第三者が不正に利益を得る行為及び特定の個人又は団体が不当に不利益を被る行為を行ってはならない。」にも抵触するものである。

(2) 令和8年3月3日付けの調査請求

対象議員が自身のSNSにおいて投稿した内容及び行為は、特定個人の実名を挙げて侮辱し、不特定多数の人に県議会議員が投稿内容のような人物であると印象付けるとともに、自ら喧嘩をけしかけている言動は、市議会議員としての資質に欠けることから、規程第3条第6号に違反するものと認定した。併せて、規程第2条にも抵触するものである。

3 審査会としての意見

(1) 対象議員への措置内容について

ア 令和8年2月19日付けの調査請求

特定個人の実名を挙げ、客観的な事実に基づかず、憶測で同僚議員を断じている点や、正当な批判の範囲を越えた誹謗中傷など、内容的にも悪質である。また、思考、分析、批判の仕方が非常に独善的で、重大な問題を引き起こしたことを踏まえると、重い措置が必要と考える。

以上のことから審査会としては、規程第6条第3号「辞職勧告」の措置が妥当であるとの意見を申し添える。

イ 令和8年3月3日付けの調査請求

相手の名誉を傷つけ、侮辱するものであり、市議会議員の資質そのものに問題があると言わざるを得ない。SNS発信により個人の名誉を傷付け、その相手方を自死に追いやった事例もあることから、厳しい措置もやむを得ないと考える。

以上のことから審査会としては、規程第6条第3号「辞職勧告」の措置が妥当であるとの意見を申し添える。

(2) 再発防止に向けて

SNS等を活用した情報発信において、市議会議員がこのような問題を二度と起こすことがないように、再発防止に向けた検討を行う必要がある。